

校則・生徒指導のあり方の見直しの進捗状況について

令和7年8月28日
人権教育指導室

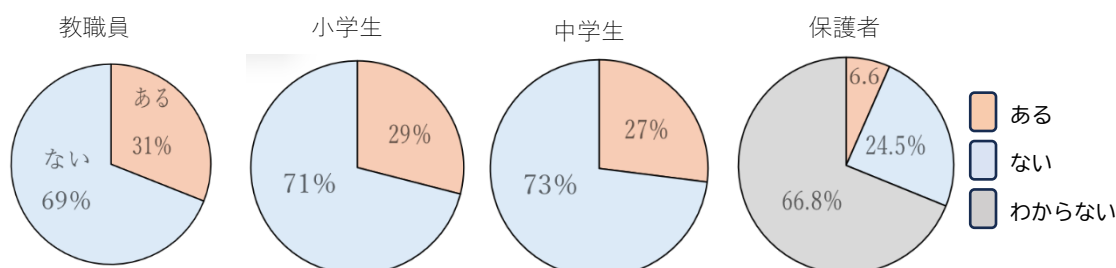
1. 取組の目的

自分たちのきまりは自分たちで作り、自分たちで守るという民主主義の基本を身につけながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成すること。

2. 運用開始前アンケート

R2 10月 校則・生徒指導のあり方の見直しに係るアンケート(学校改革推進課)

問8 学校全体の校則を、児童生徒が作ったり、考えたりする場はありますか。



教職員、児童生徒、保護者を対象としたアンケートの結果、全ての対象で、「児童生徒が校則を自分たちで決めていく」という意識が希薄であった。

熊本市教育振興基本計画(令和2年～令和5年)の基本理念に基づき、学校改革の一環として、熊本市小中学校の管理運営に関する規則等を見直し、「校則・生徒指導のあり方の見直し」に取り組むこととした。

3. R2年度3月策定「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」概要

(1)校則のあり方の見直し

ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

●仕組みづくりのポイント

- ・教職員と児童生徒、保護者が見直しに関わる。
- ・学校外から広く意見を聴くため、各学校の判断で、学校評議員等を加えても構わない。
- ・少なくとも年1回は、見直しを行う。
- ・できる限り多くの意見を反映する。
- ・協議にあたっては、教職員と児童生徒、保護者などの人数のバランスを考慮する。
- ・児童生徒等へ協議に必要な情報を提供しながら進める。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議の結果と異なる決定をする場合は教職員、児童生徒、保護者へ理由を説明する。

イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて

見直しの規定として以下4項目が制定されている。

1. 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定
2. 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定
3. 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定
4. 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

1～3に該当する規定については、各学校において必ず改定をする。4の規定については、各学校において見直す。

ウ 校則の公表について

学校の校則を広く周知し、児童生徒・保護者・地域の方などに理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載する。修正が生じた場合は適宜ホームページを更新する。

(2) 生徒指導のあり方の見直しについて

日常の教育活動全般において、生徒指導の3つの機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」を生かすことが求められている。

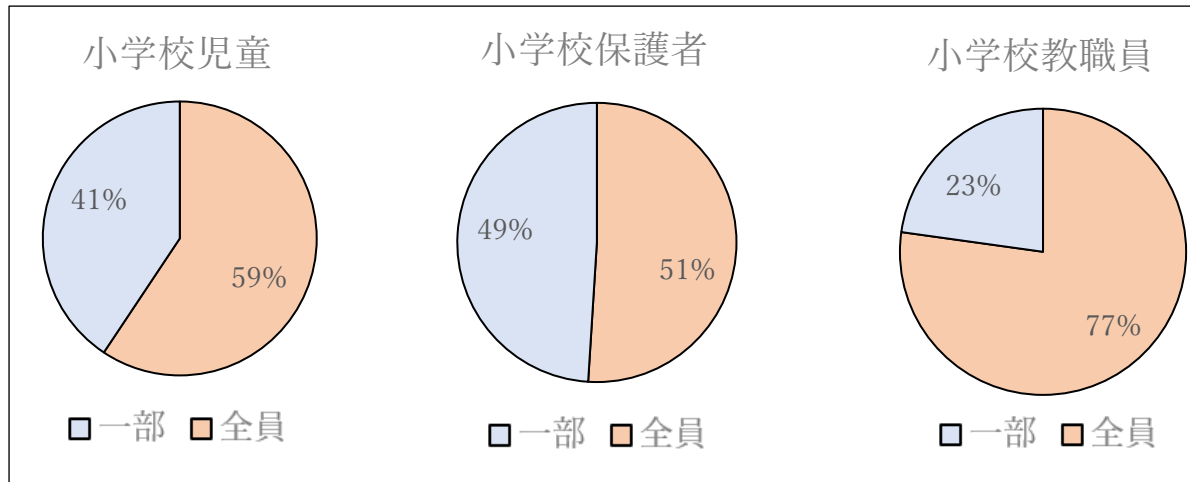
校則・生徒指導のあり方の見直しを行うにあたり、教職員はこれらを生かした指導ができているか、児童生徒の自己指導能力を伸ばす気付きとなっているか意識すること。

4. 令和3年度から令和6年度までの取組

年度	取組
3	・校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン策定(R2年度3月)を受け、人権教育指導室より各校へ通知 ・動画配信(取組の趣旨説明) ・KEW動画配信 ・NPO法人カタリバとの連携(~5年度) ・実施報告書(各校担当回答)
4	・子ども議会議題として「校則の見直し」を取り上げる ・ロードマップ作成 ・オンライン意見交換会実施(教育長、教育委員、教員、生徒、保護者) ・生徒指導主任主事会にて取組の趣旨の説明 ・実施報告書(各校担当回答)
5	・熊本市PTA協議会 合同研修会 取組説明 ・生徒指導主任主事会にて取組の趣旨の確認(実践報告) ・中学校生徒指導委員会(NPO法人カタリバ 実践紹介) ・実施報告書(各校担当回答)
6	・「幸せな園学校づくりのための教職員研修」に校則の見直しに関する研修資料を作成・配布 ・保護者啓発資料の配布(各学校) ・職員・児童生徒・保護者対象のFormsアンケートを実施(6, 2月) ・実施報告書(各校担当回答)

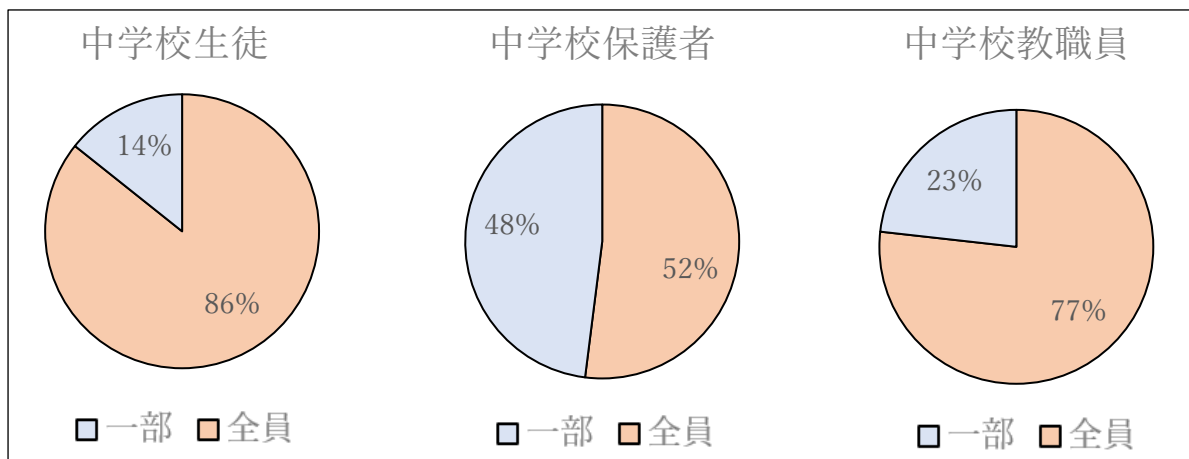
5. R6年度実施報告書からの取組の現況(年度末に各校担当者が回答)

(1) 見直しの参加者



児童の一部参加の例	保護者の一部参加者の例	教職員の一部参加者の例
・ 3年生以上の児童 ・ 4年生以上の児童 ・ 5年生児童代表 ・ (企画・生活)委員会 ・ 各委員会代表児童	・ PTA執行部(役員) ・ アンケートに答えた保護者 ・ こどもフォーラムの参加者(テーマ集会)	・ 担当職員(生徒指導・児童会) ・ 学級担任 ・ 管理職

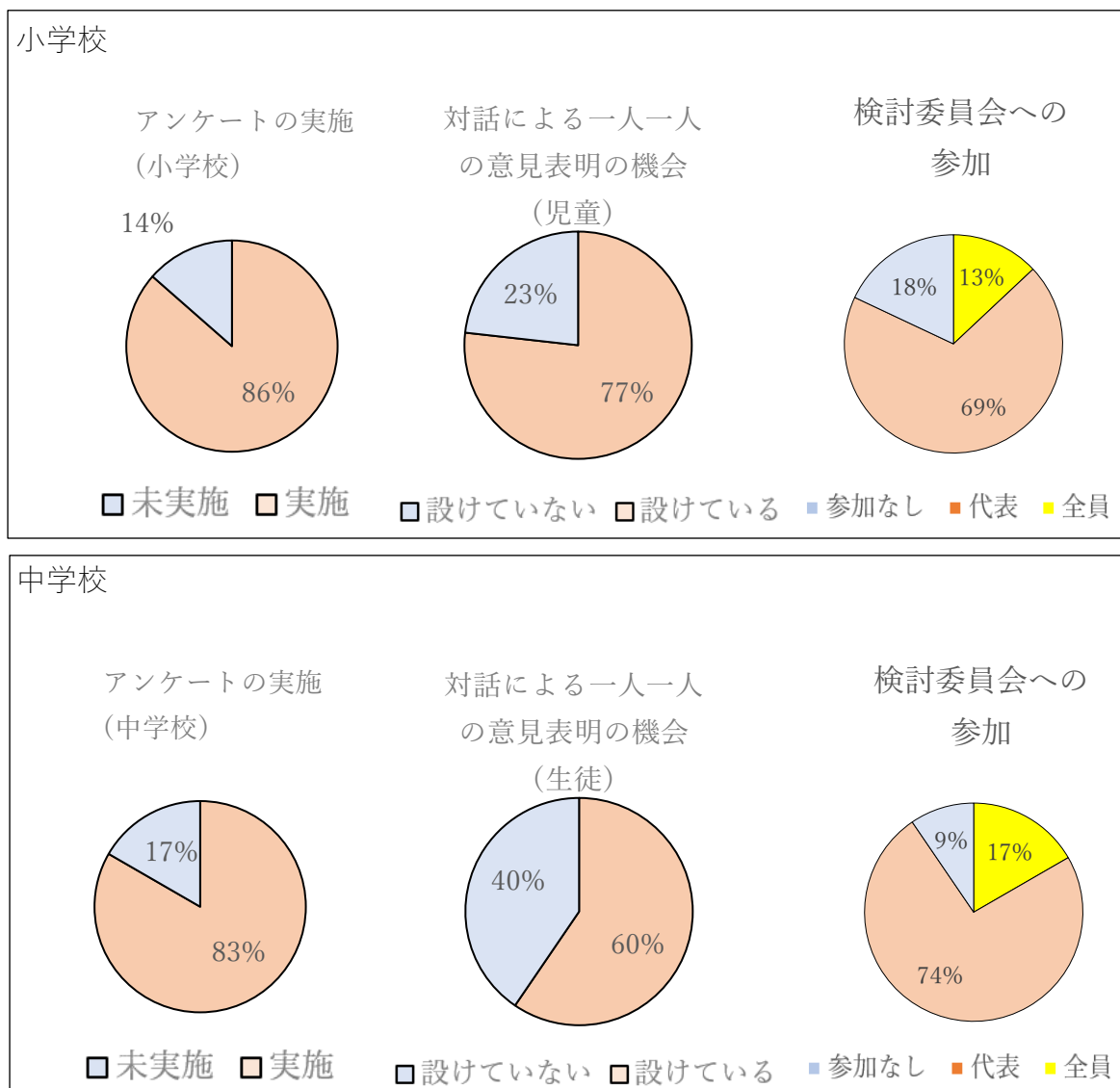
現状 低学年児童の参加について難しさを感じている小学校が40%ほどあり、全員の参加ができていない状況がみられる。



生徒の一部参加者の例	保護者の一部参加者の例	教職員の一部参加者の例
・ 生徒会執行部 ・ 学級代表	・ PTA執行部 ・ PTA会長 ・ アンケートに答えた保護者	・ 担当職員 ・ 学級担任 ・ 管理職

現状 児童生徒の参加者について、全員参加の割合が小学校に比べて高い。

(2) 児童生徒への意見収集



- ・ アンケートも対話の機会も設けていないのは小学校6校(6%)中学校2校(5%)
- ・ 検討委員会の「参加なし」は教職員だけで、もしくは教職員と保護者が話し合っている。
- ・ 検討委員会の「代表」は各学級代表、委員会代表、生徒会など
- ・ 検討委員会の「全員」は全校集会や生徒総会、オンライン集会などを行っている。

現状 アンケートを行い意見収集は広く行われている。一方で、中学校は意見収集がアンケートに限られている学校も多くあるという課題もみられる。また、校則の見直しの最終決定に関わる検討委員会に全員が参加しているという学校は2割に満たない。

(3) 公表について(複数回答)

校種	方法	割合(%)
小学校	①個人配布	30.4
	②校内掲示	20.7
	③報告会	37.0
	④その他	26.9
中学校	①個人配布	37.2
	②校内掲示	18.6
	③報告会	51.2
	④その他	26.2

その他の公表の方法

- ・担当より集会で周知
- ・委員会より校内放送で周知
- ・すぐーるで配信
- ・ロイロノートで配布
- ・学校だより、HP

※すべての学校が何らかの形で公表している。

【参考】HPの公開状況

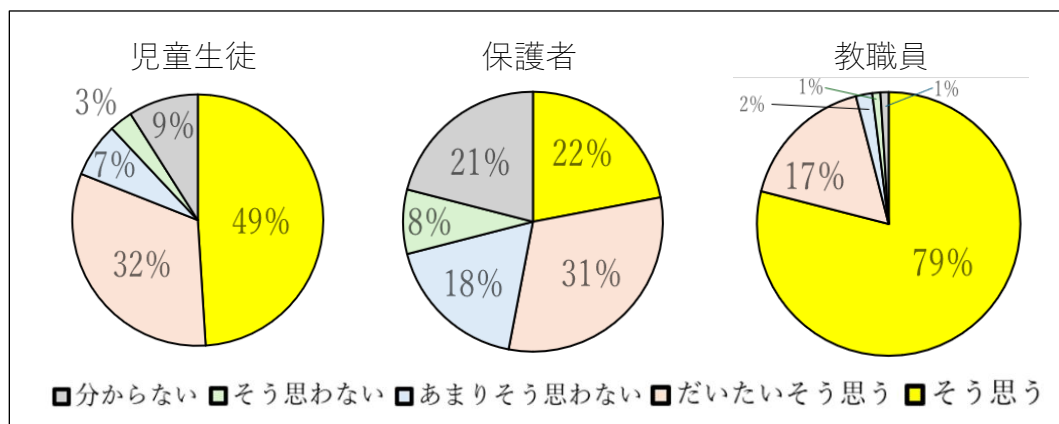
HP への校則公開状況	小学校(92 校)	中学校(43 校)
過年度～改訂版	8	4
改訂版のみ	74	33
R5 以前の校則	2	0
掲載なし	8	5
取組の趣旨の明記	33	9

現状 各校、毎年取組の結果を周知しているが、HPの公開内容は学校によって差が大きい。

6. R6年度Formsアンケートからの取組の現況

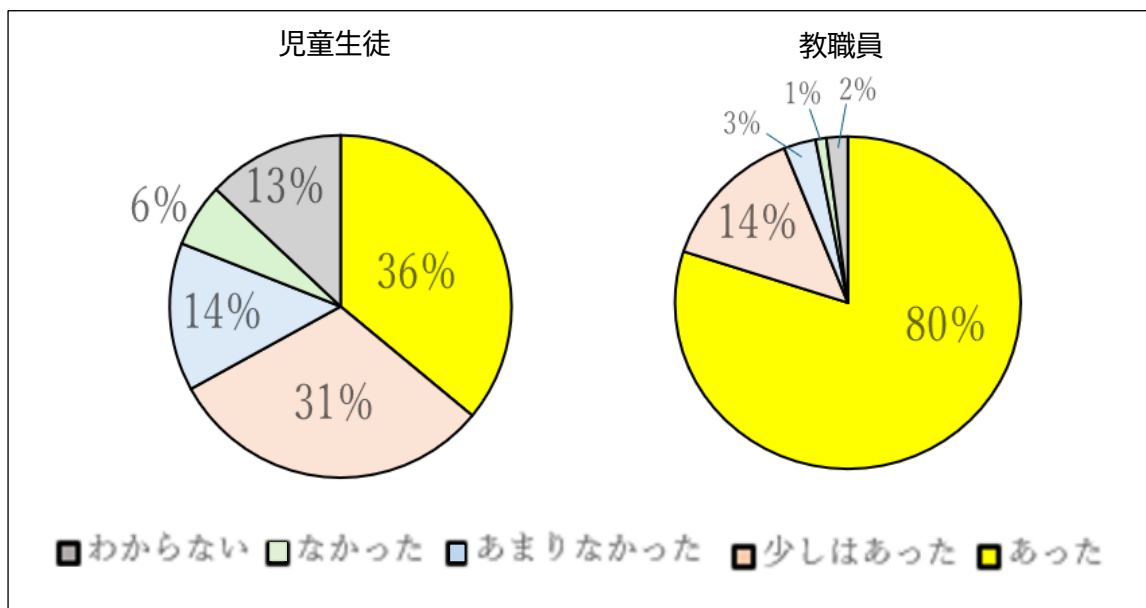
(R7.2月小学4年～高校3年の児童・教職員・保護者へ実施)

(1) 今年度、「学校のきまりや校則の見直し」について取り組みましたか。



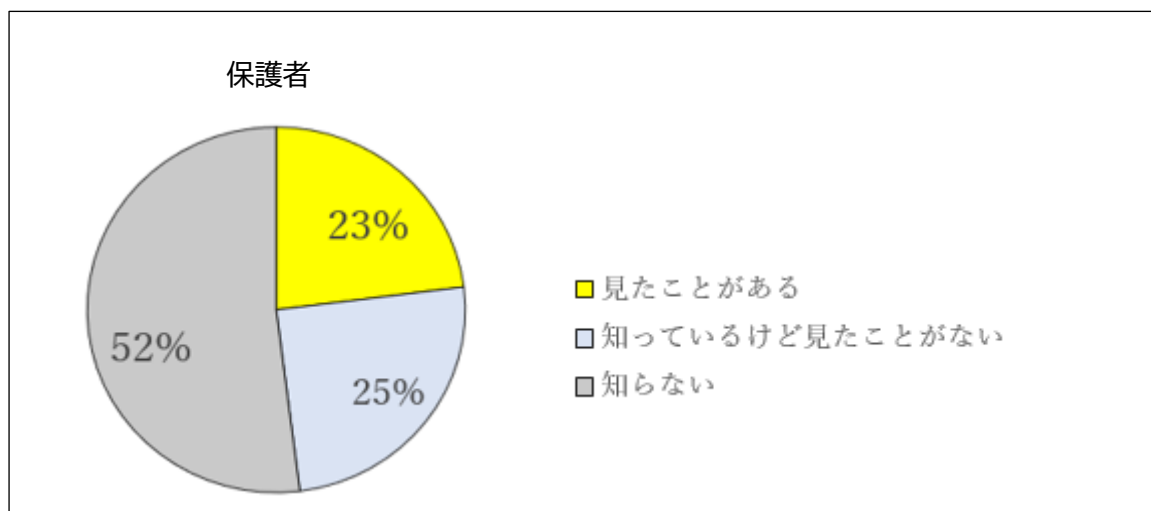
現状 児童生徒、保護者、教職員で認識の差が見られる。

(2) 「学校のきまりや校則の見直し」の取組の中で、児童生徒が自分の思いや考えを出せる機会(意見表明の場)がありましたか。



現状 意見表明の機会に対して、教職員と児童生徒の認識に大きな差がある。

(3) 学校のHPで学校のきまりや校則についてご覧になったことはありますか。



7. 取組の成果と課題

(1) 成果

ア 児童生徒の変容と生徒指導のあり方の変容

(R6.3月「実施報告書」から各校の回答を抜粋)

(児童生徒の変容)

- ・「自分たちで校則を見直し、自分たちでその校則を守っていく」というよい雰囲気が見受けられる。
- ・自分の思いだけを優先するのではなく、学校全体の規律や在り方等を踏まえた発言で議論が進んでおり、議論していく中で、多角的、総合的に議論する姿が見られる。
- ・自分とは異なる意見や考えがあることを知り、単なる多数決ではなく互いの考えを聴こうとする姿勢が見られるようになった。自分のことも相手のことも大切にしながら、みんなが納得できるまで話し合うことの大切さに気付いている児童が増えた。

(教職員の変容)

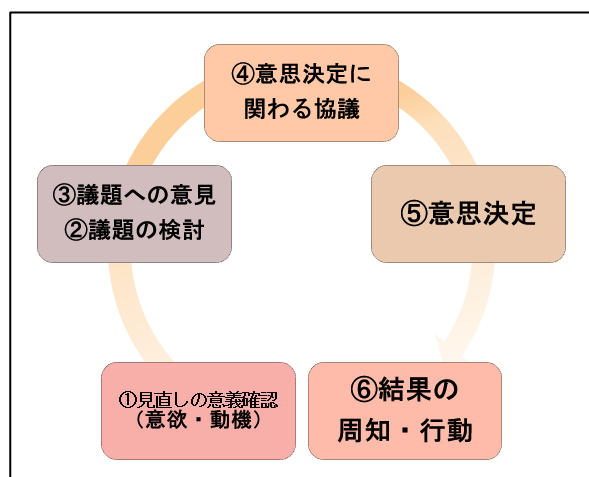
- ・こども一人一人をみつめ大切にする意識が高まったことで、言動のみをとらえて指導することが減ってきた。
- ・教師の価値観だけでなく、生徒の考えを聴き、お互いの意見を交わしながら歩み寄っていく姿勢が生まれた。
- ・例えば「長い髪を結ぶこと」に関して、体育や給食（安全面や衛生面の視点から）の時間以外は、こどもたちが自己決定する余地を残そうという結論に至った。管理ではなく、こどもたちの自己決定や自治を大切にしようとする意識に変わってきている。

イ 取組のサイクルの定着

各校、ガイドラインを基にした右図のような取組の仕組みが定着している。また、毎年確実に実施されている。

ただし、右図の①～⑥の各段階での取り組み方や力の入れ方は各学校の実態による。

例えば、見直したことを運用開始する前に、試用期間を設けるなど、独自に取組を充実させている学校もみられるようになってきている。



ウ 公表100%

未公表の学校は0校。

具体的な方法は、紙での文書配布、すぐーるでの配信、学校ホームページへの掲載、学校だよりへの掲載、校内集会での周知など。

(2)課題

- ア 児童生徒、教職員、保護者の取組に関する意識の差がある。
- イ 取組が一部の参画に止まっている場合、その他の児童生徒、教職員、保護者にとって参画意識が希薄になり、実感が得られていない。
- ウ 見直しに関する時間の生み出し方に困難さを抱えている。
- エ 保護者への啓発や周知が十分でない。
- オ ガイドライン規定には校則はHPに掲載することとあるが、未だに未掲載、または更新が止まっている学校がある。

8. 今年度以降の取組の方向性

(1) 実感や納得感につながる取組へ

- ・ 全児童生徒参加型の取組をしている学校への取材。
- ・ 取組に困難さを抱えている学校からの相談に対応。
- ・ 取組の充実に向けた学校への支援。
- ・ 児童生徒・保護者・教職員の意識調査を継続し、啓発および現状把握を図る。

(2) 人権尊重の視点で改めて校則を見直すための具体例を示す

- ・ 人権的配慮に欠けたものはないか、最新のものに更新されているか。
- ・ 少数派の意見が聞こえているか。
- ・ 体臭、体毛、頭髪の悩みなど、本人の責任ではなく生まれながらの性質で悩みを抱えている児童生徒に寄り添っているか。
- ・ まだ見直しが不十分な学校に関しては、具体例を挙げながら見直しを依頼。